慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究三七八〕 境界確定の訴の当事者が相隣地の所有者であることが争のない場合において事実上相隣地の所有者でない者を当事者としてなされた判決の適否 (最高裁昭和三一年二月七日第三小法廷判決)
Sub Title	
Author	三木, 浩一(Miki, Koichi) 川嶋, 隆憲(Kawashima, Takanori) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.12 (2002. 12) ,p.135- 144
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20021228-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁民訴事例研究三七八〕

昭和三一1（最高裁民集一〇巻二号三八頁）

境界確定の訴の当事者が相隣地の所有者であることが争のない場合において事実上相隣地の所有者でない者を当事者としてなされた判決の適否

土地境界確定請求事件（最高裁昭和三一年二月七日第三小法廷判決）

〔事　実〕

X（原告、控訴人、上告人）等は、X等共有の山林甲地と相隣関係にある山林乙地との境界を争い、山林乙地を共有するY（被告、被控訴人、被上告人）等を相手どって境界確定訴訟を提起した。第一審はY等の主張する線を両地の境界線として確定し、X等は控訴したが、原審も第一審を正当としてX等の控訴を棄却した。この間、X等とY等がそれぞれ甲地と乙地の所有者であることについて争いはなかったが、実際には、原審口頭弁論終結前に、Y等は乙地を訴外Aに譲渡して所有権移転登記を完了していたようである。原審判決後これを知ったX等は上告し、上告理由の一つとして、「この場合原判決に羈束さるる当事者が欠けることになる」[1]と主張した。

〔判　旨〕

「所論は、X等は、Y等をXの所有山林と相隣関係にある山林乙地の所有者として本件境界確定の訴えを提起したものであるところ、その所有者であったY等は右山林を昭和二七年九月二〇日訴外Aに譲渡し、右訴外人は原審における口頭弁論終結前である昭和二七年一〇月三一日その所有権移転登記手続を完了したという事実を前提として、X等とY等とは相隣地の所有者の関係を有せず従って原判決には境界確定訴訟の要件の欠缺を看過した違法があると主張するものと認められるが、所論のような事実は、X等が原審において少しも主張しなかったところであるのみならず、前記山林がY等の所有に属しかつXの所有山林と相隣関係にあることは、原審の口頭弁論終結に至るまで、当事者間に争いがなかったところである。そしてかかる場合裁判所が土地境界確定訴訟における所論の要件に欠けるところなしとして審理判断すること

はなんら違法ではない。従って所論は理由がない。」（裁判官全員一致の意見）

〔評　釈〕

結論において判旨に賛成する。

一　本件は、境界確定訴訟の係属中に相隣地の所有者に変更があった場合に、この事実を看過して、相隣地の所有者でない者を当事者として下された判決の違法性が問題になった事案である。[2] 本判決は、この問題に対して、当事者が相隣地の所有者であることについて争いがない以上、たとえ被告が口頭弁論終結前にその所有地を他に譲渡し移転登記を了したとしても、裁判所が当事者についての要件に欠けるところなしとして判決したことは違法ではないとしたものである。

この結論を導く理論的前提は判決理由中においては明らかにされていないが、調査官解説によれば、本判決は、境界確定訴訟の当事者適格を基礎づける事実について弁論主義を適用したものと解されている。[3] 本判決を引用する下級審裁判例や先行評釈等も、本判決について同様の理解を示しており、[4] この点に本判決の意義を認めている。[5]

また、本判決は、境界確定訴訟においては相隣地所有者に限って当事者適格が認められる、という命題を当然の前提としたものと解されている。[6] この命題に関しては、すでに大審院の先例があり、[7] また学説上も異論がないところであったが、[8] 本判決は最高裁として初めてこの命題を肯定した判決であり、この点にもう一つの意義が認められる。[9]

本判決に対しては、概して否定的な評価がなされている。批判が集中するのは、境界確定訴訟の当事者適格を基礎づける事実について弁論主義を適用した点であり、当事者適格が職権調査事項であること、あるいは境界確定訴訟が実質的には非訟事件であることを理由に反対する見解が多い。[10] これに対しては、少数ではあるが、境界確定訴訟を通常の民事訴訟と同様に考えて賛成する見解もある。[11] このように、本判決を検討するにあたっては、境界確定訴訟の法的性質とも関連して問題となるが、以下ではさしあたり、判例・多数説の立場である形式的形成訴訟に従って考察することにしたい。[12]

二　まず、境界確定訴訟の当事者適格を基礎づける事実について弁論主義を適用することの是非について考察する。当事者適格は訴訟要件の一つであり職権調査事項であるから、職権調査事項を基礎づける事実についてどのような審理原則が適用されるかが問題となる。

当時の学説の状況を振り返ると、ドイツ型の職権調査の影響から[13]、職権調査事項とは、自白に拘束力が認められない点で職権探知と異ならないが、職権による証拠調べまでは認められない点で職権探知と異なるとの理解が伝統的であった[14]。そのため、職権調査事項全般について自白の拘束力は認められないとの理解が定着していたようである[15]。これに対して、現在の通説の基礎となる見解、すなわち、訴訟要件の公益的意義の軽重に照らして妥当な審理原則を考察することを主張する見解も少数ながら主張されていたが[16]、当事者適格を基礎づける事実についてどのような審理原則が適用されるかは判然としていない状況にあった[17]。

当時の伝統的な理解に則して考えれば、本判決が当事者適格を基礎づける事実に自白の拘束力を認めていることに対しては疑問が呈せられるであろう[18]。しかし、このような訴訟要件の画一的把握には問題がある。多種多様な訴訟要件が、訴訟制度全体の中でどういった制度的役割を果たし、いかなる存在意義を有するかは、訴訟要件ごとに区別して考えざるをえず、したがってまた、訴訟要件をめぐる具体的解釈問題も、原則として訴訟要件ごとに個別に解決されざるをえないと考えられるからである[19]。

では、当事者適格を基礎づける事実についてはいかなる審理原則が適用されるべきであろうか。この点について議論が進展するのは本判決よりも後の時期になるが、現在の状況は次のようなものである。通説は、すでに述べたように、訴訟要件の公益的意義の軽重に照らして職権探知主義と弁論主義とを選択する見解である[20]。この立場は、当事者適格を基礎づける事実については、一般論として弁論主義が適用されるとするが、判決の効力が第三者にも及ぶ場合には職権探知主義が適用されるとする[21]。これに対する近年の少数説は、職権審査型と呼ばれる審理原則を導入することを主張するものであり、ドイツで職権審査型が適用されている職権調査事項についてわが国でもこれを適用することを提唱する見解である[22]。職権審査型とは、弁論主義と職権探知主義とのいわば折衷型で、当事者の提出した事実・証拠に限るとする点は弁論主義と共通するが、当事者間に自白・擬制自白が成立しても、裁判所はこれに拘束されず証拠調べができる点では職権探知に似るとされる。この立場は、当事者適格を基礎づける事実については、職権審査型が適用されるとするので、自白の拘束力は排除されることになる[23]。

当事者適格について考えてみると、近年の少数説に従った場合、自白の拘束力は一律に排除されることになる。し

かし、同じく当事者適格と言っても、事件類型によって、①本案判決を手続的・内容的に正当なものとして可能ならしめるという積極的機能を有している場合と、②本案判決ができないではないが制度設営者および被告にとって無益な訴訟を排除すべき要請から裁判権の行使を制限するという消極的機能のみを有している場合とがあることから、[24] これらを区別する通説の理解が妥当である。具体的には、人事訴訟、社団関係訴訟、行政訴訟のように判決効が第三者に及ぶ事件類型においては、判決効の拡張を受ける者に対して判決の正当性を保証する必要から、当事者適格について職権探知主義が適用されるべきである。他方、対立当事者間における相対的解決が妥当する事件類型においては、当事者適格について弁論主義が適用されると解される。

境界確定訴訟が職権探知主義の適用される事件類型であるかどうかは、境界確定訴訟の法的性質と関連して問題となる。この点、判例・多数説である形式的形成訴訟説に従った場合、確定の対象は公的存在たる筆界であることから、[25] 筆界を確定した判決の効力は登記官も含めて第三者にも及ぶと理解される。[26] したがって、境界確定訴訟においては、当事者適格を基礎づける事実について職権探知主義が適用されるべきであり、自白の拘束力は排除されると解される。[27]

三　ところで、本判決では当然の前提とされているが、境界確定訴訟においては相隣地所有者に限って当事者適格が認められる、[28] という命題はどのような理由に基づくのであろうか。所有権界確定訴訟説に立てば、紛争の対象たる権利関係の帰属主体である相隣地所有者に限って当事者適格が認められるとすることは理解できる。けれども、形式的形成訴訟説に立った場合、確定の対象は公的存在たる筆界であるとされることから、このような命題に論理的整合性があるかが問題となる。[29] この問題に対して、形式的形成訴訟説の側からは、「境界に接する両隣地の所有者が当該境界の確定につき最も密接にして強い利害関係を有する者と推定されるから、右所有者に当事者適格を与えるのが適切なのである」[30] との説明がなされている。

この点、境界確定訴訟は、筆界の確定によって所有権界の範囲も特定されるという事情を背景として提起されるのが通常であり、[31] 土地所有者の私的利益にも必然的に影響するものであるから、境界確定訴訟から私的紛争の解決という側面を完全に排除することはできない。[32] その意味で、形式的形成訴訟説の側からなされている説明は支持できる。また、判決効の拡張を受ける者に対して判決の正当性を保証する必要から、当事者適格は当該境界について最も真剣

に争うことができる者に限定するのが相当である。したがって、境界確定訴訟においては相隣地所有者に限って当事者適格が認められるとの命題は、形式的形成訴訟説に従った場合でも妥当なものと考えられる。[33]

四　これまでの考察をもとに本判決を検討する。境界確定訴訟の法的性質に関して本判決は言及していないが、大審院の先例に照らして、[34]形式的形成訴訟説に従っていると見るのが相当である。したがって、原則論としては、境界確定訴訟の当事者適格を基礎づける事実については職権探知主義が適用され、自白の拘束力は排除される。その結果、事実審の口頭弁論終結前に当事者適格を喪失していたことが判明すれば、上告審は、原判決に当事者適格欠缺を看過した違法があったとして破棄差戻しなければならない。[35]

本件についてみるに、X等の主張するところによれば、Y等は原審の口頭弁論終結前にその所有する山林乙地を訴外Aに譲渡し移転登記手続も完了していたというのであるから、上告審は、原判決の違法性を認めてこれを破棄しなければならないのが原則である。しかしながら、本件では、相隣地所有者たるX等とY等との間で境界確定訴訟が開始され原審途中まで当事者適格に問題はなかった点、X等はY等の所有権譲渡後もY等を所有者と信じて真剣に争っており、他方、Y等もその後少なくとも控訴棄却を得るのに十分な訴訟追行をしていたと認められる点に特殊性が認められる。つまり、実質的にみて、当該境界について最も真剣に争うことができる者によって訴訟追行されていたと評価できる事案であった。このような本件の特殊性を考慮すると、X等にさらに争う機会を認めることは公平に反するものであり、例外的にX等の主張を排して原判決を維持するのが公平に合致する。[36]本判決も、このような事案の特殊性を考慮してX等の主張を排することに主眼を置いた救済判決であると評価できる。先に述べたように、本判決については、境界確定訴訟の当事者適格を基礎づける事実について弁論主義を適用したものと解されているが、一般論としてそのような立場を示したものではないと理解すべきであろう。

以上より、結論において判旨に賛成する。[37]

(1)　本判決の調査官解説によると、「被告等は当事者適格を有しなかったものであり、原判決は境界確定の訴訟の要件を看過してなされた違法あるを免れない」との具体的な主張がなされたようである。大場茂行・最判解民昭和三一年度六頁。

(2) 本判決の調査官解説として、大場・前掲注(1)六頁、同・判タ五七巻三五号三五頁（一九五六年）。先行評釈等で本判決に賛成するものとして、新堂幸司『判例民事手続法』三七六頁（弘文堂・一九九四年）〔初出・法協七四巻二号七九頁（一九五七年）〕。反対または疑問を呈するものとして、山木戸克己『民事訴訟法判例研究』六四頁（有斐閣・一九九六年）〔初出・民商三四巻五号六二頁（一九五七年）、小室直人「境界確定訴訟の再検討」中村宗雄先生古稀祝賀『民事訴訟の法理』一四六頁（敬文堂・一九六五年）、遠藤功「難解な判決」法教五号二二七頁（一九七四年）、村松俊夫『境界確定の訴〔増補版〕』七九頁、一四七頁（有斐閣・一九七七年）、最高裁判所事務総局編『境界確定訴訟に関する執務資料』五九八頁、六一五頁〔倉田卓次〕、六六九頁〔伊藤瑩子〕（法曹会・一九八〇年）、松本博之『民事自白法』一三七頁（弘文堂・一九九四年）。

(3) 大場・前掲注(1)七頁において、岩松三郎『民事裁判の研究』一三六頁（註三五）（弘文堂・一九六一年）〔初出・曹時五巻三号一三頁（一九五三年）〕の理論が引用されている。

(4) 三戸地判昭和四八年一〇月四日判タ三〇三号一九二頁。新堂・前掲注(2)三八〇頁、小室・前掲注(2)一四六頁、最高裁事務総局編・前掲注(2)五九八頁、六一五頁〔倉田〕、六六九頁〔伊藤〕、奈良次郎「境界確定訴訟に関する訴えについての若干の考察（中）」判評三三九号七頁（一九八七年）、小山昇『民事訴訟法〔五訂版〕』二六八頁（青林書院・一九八九年）、松本・前掲注(2)一三七頁。

(5) 当事者適格を基礎づける事実について弁論主義が適用されるとする判決としては、大判大正九年四月二四日民録二六輯六八七頁が挙げられる。この判決は当事者適格を基礎づける事実についても自白の撤回要件があてはまる旨を判示していることから、当該事実について自白の拘束力が認められることを肯定した判決と解されている。竹下守夫「裁判上の自白」民商四四巻三号一〇八頁（一九六一年）、松本・前掲注(2)一三二頁、新堂幸司＝福永有利編『注釈民事訴訟法（5）』四二頁〔福永有利〕（有斐閣・一九九八年）。

(6) 最高裁事務総局編・前掲注(2)六六九頁〔伊藤〕、下村眞美「境界確定訴訟の当事者適格について」中野貞一郎先生古稀祝賀『判例民事訴訟法の理論（上）』二五五頁（有斐閣・一九九五年）。

(7) 大判大正七年九月二八日民録二四輯一八二九頁、大判昭和一五年一〇月二二日民集一九巻二二号一九九五頁。ただし、これらは権利保護要件を欠くとして請求棄却をすべきであるとする。

(8) 兼子一『判例民事訴訟法』八〇頁（弘文堂・一九五〇年）、大場・前掲注(2)三五頁、山木戸・前掲注(2)六五

頁、新堂・前掲注(2)三七八頁参照。

(9) 本判決は、裁判所法施行後最初に最高裁で扱われた境界確定事件とされる。新堂・前掲注(2)三七七頁。

(10) 山木戸・前掲注(2)六六頁、遠藤・前掲注(2)二二八頁、村松・前掲注(2)七九頁、一四七頁、最高裁事務総局編・前掲注(2)五九八頁、六一五頁〔倉田〕。

(11) 新堂・前掲注(2)三七九頁。

(12) 形式的形成訴訟説の先例として、大連判大正一二年六月二日民集二巻三四五頁。最高裁もこの立場を踏襲している（最判昭和四三年二月二二日民集二二巻二号二七〇頁）。形式的形成訴訟説（筆界確定説）の代表的な文献として、村松・前掲注(2)五六頁以下、奥村正策「土地境界確定訴訟の諸問題」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座4』一七九頁以下（日本評論社・一九六九年）、畑郁夫「境界確定訴訟」新堂幸司編『特別講義民事訴訟法』二〇四頁以下（有斐閣・一九八八年）、奈良次郎「境界紛争に関する訴えについての若干の考察（上）（中）（下）」判評三三八号二頁以下、三三九号二頁以下、三四〇号二頁以下（一九八七年）、石川明「境界確定訴訟をめぐる若干の問題点」判タ九二五号四四頁以下（一九九七年）、新堂＝福永編・前掲注(5)一三頁以下〔中野貞一郎〕。所有権界確定訴訟説の代表的な文献として、花田政道「土地境界確定訴訟の機能」西村宏一＝香川達夫編『不動産法大系Ⅵ』一一六頁以下（青林書院新社・一九七〇年）、宮川種一郎「境界確定訴訟の再評価」判タ二七〇号四九頁以下（一九七二年）、飯塚重男「境界確定訴訟」三ヶ月章ほか編『新版・民事訴訟法演習1』一二〇頁以下（有斐閣・一九八三年）、林伸太郎「境界確定訴訟に関する一考察（一）（二）（三・完）」法学四八巻三号六五頁以下、四八巻四号七七頁以下（一九八四年）、四九巻二号一三九頁以下（一九八五年）、玉城勲「境界確定訴訟について」民訴三四号一七四頁以下（一九八八年）、新堂幸司『新民事訴訟法〔第二版〕』一八二頁（弘文堂・二〇〇一年）。

(13) 高島義郎「訴訟要件の類型化と審理方法」新堂幸司編『講座民事訴訟②』一一三頁（弘文堂・一九八四年）。同一一一頁によれば、ドイツ型の職権調査（Prüfung von Amts wegen）とは、「当事者は合意や責問権の放棄、自白などによって裁判所の職権行使を排除することはできない…（中略）…点では職権探知主義と共通するが、他面、判断資料の提出責任は当事者にあり、裁判所は訴訟要件の存在（または訴訟障害の不存在）に疑いがあれば、当事者にその旨を指摘しその主張立証を促しうるが、みずから職権で探知することができない点では弁論主義と共通する」とされる。

(14) 仁井田益太郎『民事訴訟法大綱』三二頁（有斐閣・一九一八年）、山田正三『日本民事訴訟法論第二巻』三一〇

頁（弘文堂・一九三四年）、菊井維大＝村松俊夫『民事訴訟法Ⅰ』四一五頁（日本評論新社・一九五七年）。職権調査主義と職権探知主義は同じ概念であると解するものに、加藤正治『新訂民事訴訟法要論』二〇二頁（有斐閣・一九四六年）。

(15) 岩松・前掲注(3)一二八頁参照。

(16) 兼子一『民事訴訟法概論』二二六頁（岩波書店・一九三八年）、河本喜與之『全訂民事訴訟法提要』二一七〇頁（南郊社・一九四二年）、岩松・前掲注(3)一三六頁（註三五）。

(17) 兼子・前掲注(16)二二六頁、河本・前掲注(16)二七〇頁は任意管轄、確認の利益について、岩松・前掲注(3)一三六頁（註三五）は任意管轄、確認の利益、当事者適格について、これらを基礎づける事実について弁論主義が適用されることを指摘する。本判決と同時期の、菊井維大『民事訴訟法（上）』一六三頁（弘文堂・一九五八年）、岩松三郎＝兼子一『法律実務講座民事訴訟編第二巻』五六頁（有斐閣・一九五八年）も任意管轄、確認の利益を挙げるが、当事者適格については明らかではない。

(18) 小室・前掲注(2)一四六頁、小川正澄「土地境界確定事件」判タ二〇一号一六六頁（一九六七年）参照。

(19) 竹下守夫「訴訟要件をめぐる二、三の問題」司研六五号七頁（一九八〇年）。

(20) 岩松＝兼子・前掲注(17)五六頁、新堂幸司「裁判所の調査義務と釈明義務」中田淳一＝三ヶ月章編『民事訴訟法演習Ⅰ』一一三頁（有斐閣・一九六三年）、五十部豊久「職権調査、職権探知、弁論主義の異同」法教八号一五三頁（一九七五年）、染野義信＝森勇「職権調査」小山昇ほか編『演習民事訴訟法』四〇六頁（青林書院・一九八七年）、小山・前掲注(4)二六八頁、斎藤秀夫ほか編『〔第2版〕注解民事訴訟法(6)』一〇一頁〔斎藤秀夫＝加茂紀久男〕（第一法規・一九九三年）、中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義』三五〇頁〔松本博之〕（有斐閣・一九九八年）、上田徹一郎『民事訴訟法〔第三版〕』一九七頁、三一四頁（法学書院・二〇〇一年）等。通説は、弁論主義が適用される訴訟要件として、抗弁事項とされる訴訟要件、任意管轄、訴えの利益、当事者適格を挙げる。

(21) 新堂＝福永編・前掲注(5)四二頁〔福永〕、中野ほか編・前掲注(20)三五〇頁〔松本〕、上田・前掲注(20)一九七頁。

(22) 鈴木正裕「訴訟要件の審査」井上治典ほか『演習民事訴訟法』二六頁（有斐閣・一九八二年）、高島・前掲注(13)一一五頁。近年の少数説は、職権審査型が適用される訴訟要件として、訴えの利益、当事者適格、専属管轄、当事者能力、訴訟能力・代理権、訴訟中の訴え提起の要件、二重起訴でないことを挙げる。弁論主義が適用される訴訟

要件としては、抗弁事項とされる訴訟要件、任意管轄が挙げられている。

(23) 松本・前掲注(2)一二六頁は、裁判所は不適法な訴えを排除することには固有の利益があるとの観点から、職権審査説に修正を加える。これによれば、訴訟要件の存在を基礎づける事実については当事者の主張を待つが、訴訟要件の存在を否定しうる事実については、当事者が主張していない場合にも裁判所が証拠調べ等からこれを知るときには、当事者に指摘して主張・立証を促すべきであるとされる。そして、前者の事実については自白の成立を認めるが、後者の事実については自白の成立を認めない。

(24) 訴訟要件の機能につき、竹下・前掲注(19)七頁以下参照。

(25) 権利関係公示のための単位にとどまらず、課税のための単位でもあり市町村等の境界ともなりうる公的存在である。新堂＝福永編・前掲注(12)一六頁〔中野〕参照。

(26) 下級審裁判例として、高知地判昭和五一年一二月六日訟月二二巻一二号二七六三頁、大阪地判昭和五九年一月二七日下民集三四巻五～八号八六〇頁、東京高判昭和五九年八月八日訟月三一巻五号九七九頁。また、最高裁事務総局編・前掲注(2)六四二頁〔倉田〕、六九〇頁〔伊藤〕、高橋宏志『重点講義民事訴訟法〔新版〕』七六頁（有斐閣・二〇〇〇年）。

(27) なお、所有権界確定訴訟説に従った場合は、確定の対象は所有権界という私的利益であることから、通常の確認訴訟と同様、対立当事者間における相対的解決が原則として妥当すると考えられる。したがって、境界確定訴訟においても、当事者適格を基礎づける事実について弁論主義が適用され、自白の拘束力も認められると解することになるであろう。新堂・前掲注(2)三七九頁参照。

(28) 近年の最高裁判例の状況については、坂原正夫「判批」法研七三巻七号九六頁（二〇〇〇年）参照。また、下級審裁判例をも含めた詳細な分析として、松山恒昭「境界確定の訴えの当事者適格」判タ五二一号四四頁以下（一九八四年）、加藤新太郎「境界確定訴訟の当事者適格」塩崎勤編『裁判実務大系第11巻』四六一頁以下（青林書院・一九八七年）、下村・前掲注(6)二四四頁以下参照。なお、「相隣地所有者」とは、具体的な土地所有者と解する立場と登記簿上の登記人と解する立場とがあるが、前者が判例（最判昭和五九年二月一六日判時一一〇九号九〇頁）・多数説である。

(29) 当事者は裁判所による境界確定作業を促すだけの存在に過ぎないとも言いうる。下村・前掲注(6)二六四頁参照。

(30) 奥村・前掲注(12)一九〇頁。

(31) このような事情は、筆界と所有権界が一致している場合に提起される境界確定訴訟において妥当するだけでなく、

隣地所有者が境界線接続部分を時効取得したことによって筆界と所有権界が一致していない場合に提起される境界確定訴訟においても、筆界を確定することによって時効取得した所有権の範囲が特定される関係にあれば、同様に妥当する。具体例につき、石川明「境界確定訴訟の当事者適格に関する最高裁判例覚書」自正五二巻四号一三三頁（二〇〇一年）参照。

(32) 畑郁夫「判批」民商九一巻二号一〇四頁（一九八四年）、石川・前掲注(12)五〇頁、新堂＝福永編・前掲注(12)一七頁〔中野〕。

(33) 土地所有権者以外で当該境界の確定につき最も密接にして強い利害関係を有する者がいる場合には、例外を認める余地もあるであろう。奥村・前掲注(12)一九一頁、畑・前掲注(32)一〇五頁参照。

(34) 大連判大正一二年六月二日民集二巻三四五頁。

(35) その後の処理としては、差戻審においてX等の訴訟引受の申立てあるいは訴外Aの訴訟参加の申出の機会を与えることになる。それでもなおこれらの訴訟承継が行われない場合は訴えを却下しなければならない。山木戸・前掲注(2)六七頁。

(36) 新堂・前掲注(2)三八一頁参照。

(37) 以上、本稿においては判例・多数説である形式的形成訴訟説（筆界確定説）を中心に考察を進めてきたが、最近の法務省の裁判外境界紛争解決制度に関する調査・研究報告（登研六四九号七七頁以下（二〇〇二年）、登情四二巻二号六〇頁以下（二〇〇二年）に掲載）では、境界確定訴訟に代わる法制度として、土地家屋調査士、弁護士、法務局職員などから構成される境界確定委員会（仮称）が境界の確定に係る審理を行った上、行政庁（法務局長・地方法務局長）に対して答申を行い、行政庁が境界確定処分を行うという形態が示されており、この行政型の境界紛争解決制度の創設によって、境界確定訴訟の制度を廃止する意見も提出されている。このような裁判外境界紛争解決制度が立法化されれば、相隣地所有者間の境界をめぐる訴訟は所有権界確定訴訟としてのみ理解できることになるであろう。山本和彦「境界確定訴訟」判タ九八六号一〇二頁（一九九九年）参照。

三木浩一
川嶋隆憲